

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項  
(医学部附属病院関係)

平成 28 年 3 月 23 日  
学 長 裁 定

国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）第 6 条及び第 7 条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

**第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第 6 条関係）**

規程第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること
- 障害があることを理由に診察などを後回しにすること
- 障害があることを理由に診療時間を変更又は限定すること
- 障害があることを理由に診察室や病室の制限を行うこと
- 障害があることを理由に医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと
- 障害があることを理由に保護者や支援者・介助者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること
- 障害があることを理由に本人（本人の意思を確認することが困難な場合は家族等）の意思に反した医療の提供を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと
- 障害があることを理由に病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること
- 障害があることを理由に本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること
- 障害があることを理由に大人の患者に対して、幼児の言葉で接すること
- 障害があることを理由にわずらわしそうな態度や、患者を傷つけるような言葉をかけること
- 障害があることを理由に診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること

## 第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

### （物理的環境への配慮）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差にスロープを渡すこと
- 電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、点字サイン付き手すりの設置、音声ガイドの設置を行うこと
- 色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物や案内図等の配色を工夫すること
- トイレ、病室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること
- パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること
- 個人情報の保護に配慮した上で、電光表示板で表示したりすること

### （意思疎通の配慮）

- 説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ（コード化したものを含む。）の提供や必要に応じて代読・代筆を行うこと
- 身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
- 文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行うこと
- 声がよく聞こえるように、また、口の動きや表情を読めるようにマスクを外して話をする
- 外見上、障害者であると分かりづらい患者（聴覚障害の方など）の受付票にその旨が分かる連絡カードを添付するなど、スタッフ間の連絡体制を工夫すること
- 診療の予約時などに、患者から申出があった自身の障害特性などの情報を、スタッフ間で事前に共有すること